

保 発 0605 第 6 号  
令 和 8 年 6 月 5 日

(別記) 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の  
一部を改正する省令の施行について

本日、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第99号）が公布・施行されたところです。

これについて、別添のとおり都道府県知事宛てに通知しておりますので、貴職におかれましても適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の  
一部を改正する省令の施行について  
別記宛先

地方厚生（支）局長

国民健康保険中央会長

全国国民健康保険組合協会長

健康保険組合連合会長

全国健康保険協会理事長

共済組合連盟会長

日本私立学校振興・共済事業団理事長

地方公務員共済組合協議会長

日本医師会長

日本歯科医師会長

全国労働衛生団体連合会長

全日本病院協会長

日本人間ドック・予防医療学会理事長

予防医学事業中央会理事長

結核予防会理事長

日本病院会長

日本総合健診医学会理事長

日本看護協会会長

日本栄養士会長

日本保健指導協会代表理事

社会保険診療報酬支払基金理事長

保健医療福祉情報システム工業会長